

戦争の犠牲になったところの、特に沖繩の同胞に対して、日本国が国民としての法律上の保護、あるいは援護、いろいろなさうという法律の適用について、実質的に彼らがそれを享受できるための、いろいろの措置を講じなければならぬと考えておるが、これに対する政府の考え方はどうでありま

すか。さらに一歩進んで伺いをいたしましたことは、たとえば属人的な法律、申し上げるならば、恩給法とか、あるいは退職手当法、戦傷病者及び遺家族の援護法、留守家族の援護法、こういうような身分的關係を受ける法律は、それぞれ特別の措置を講じられて、沖繩に居住する日本国民がその法律の恩恵を受けられるようにはなっておる。ところがそういうことができないならば、他の経済的ないろいろな保護立法というものについても、同じ理解、同じ解釈の上に立って、彼ら沖繩に居住する日本人が日本国内に居住するところの日本国民と同じ建前において、すなわち日本の憲法が示すごとく、法律の前に国民は平等であるという立場において、属地的ないろいろな立法についても、実質的な法律の効果が上るような措置が講じられるべきであるとわれわれは確信しておる。これは憲法の第二章が規定をいたしております不動の立場であらうと思つておられます。属人的な法律と属地的な立法とが、同じ理解の上に立って必ずしも同様の処理をなされていまいというところに、沖繩に在住する日本人の苦衷があると思つていいのだが、将来する意思があるのかどうか、この問題について、あな

たからでも一つ御答弁願いたいと思ひます。

○石原政府委員 沖繩におりまする方々の在外預貯金の処理の点でございしますが、この点につきましては、先ごろ来日民衆の方からお話しがございまして、研究をいたしておるわけでありま。今日までのところで大體考えておりますところをお答え申し上げたいと思ひます。

在外預貯金の処理というものは、結局本質的には私的な債権債務の処理だといふふうに考えられますが、ただ春日委員お示しのように、現在沖繩には日本の行政権が及んでいないという状況でございしまするので、日本の行政権の範囲内に入つて参りますれば、これは内地におる人たちと同一の取扱ひをいたすことができるという着想であります。従ひまして、そういうような着想のもとに、具体的に内地におりまする人と権衡を失しないような処理ができるようにいたしたいと考えております。

○春日委員 今官房長は、債権債務という單なる経済現象としてこの問題を判断されておるようでありますけれども、むしろ形式はそうであります、そのような結果を招来いたしました問題は、必ずしも経済現象だけで判断をして結論づけるということでは得ないと思ひます。彼らが陳情いたしておりまする関係、法律は、閉鎖機關令、それから在外社会令、金融機關再建整備法及び軍事郵便貯金等特別処理法等であります。従ひましてこれらは、戦争と、敗戦と、沖繩の連合軍による占領、それからサンフランシスコ講和条約、こういうような一連の高度の國際

的な關係、特に特殊の戦争処理の事柄として発生したところの経済現象でありますから、これは單なる債権である、債務があるというだけの問題ではなくして、むしろ高度の政策的立場から解釈されなければ、問題の処理ははかり得ないと思ふのです。そういう意味から、私は、法律の前に国民は平等であらねばならぬという立場から考えますときに、沖繩に在住しておりますところの日本人が、これらの限定された法律の範囲内において彼らにフェーバーが及ばないと思ふれば、これは單なる経済現象としてではなく、戦争の惨禍を受けてそういう氣の毒な目にあつた者を救済することが日本国内に居住する日本人に対して必要なりと思ふれば、同様の必要性はこの沖繩に居住するところの日本国民にもあらねばならぬと私は確信をいたします。そういう意味で、これらの経済的な法令、これが恩恵を享受できるの措置を政府が行政的に講じてやらなければ、これはまづいじめだと思ふ。戦争の犠牲になつてあの地にありますところのわけが氣の毒な人々に対して、日本国内に居住する者が受ける保護プラス・アルファの保護がなされなければならぬ立場にあるにもかかわらず、日本国内に居住する者が受けておる保護が彼らに及ばないというようなことは、これは怠慢というよりも、當然なすべきことをなさないという立場において、むしろ政治態度ではないかとすら私は思われる。沖繩の諸君がそれを納得し得ないこととして、長い年月をかけて政府並びに国会に陳情しておりますことは、當然のことだと思ひます。これに対して、何うと云ふよりも、

政府は過般來この問題を取り上げて、特に大蔵省は省議を開いて、各要求の項目について検討をされておるとのことであるが、すでに得られておる結論があるならばその結論を、なお研究の過程であるならば一体その動向はどういう方向に向つて処理されんとしておるのであるか、この経過についてこの際明らかにされたいと思ふのであります。

○石原政府委員 春日委員のお話のように、事柄の実質におきまして、私もこの法律の範囲内におきまして、できるだけ行政的な取扱ひ、この点での便宜をはかりまして、実体的には内地に引き揚げて参つた人と違わないような結果を來すように措置をいたしたいといふことで考えておるわけでありま。たとえて申しますれば、沖繩におられて、そういうような在外の預貯金を持っておられる方々が、送金小切手なり通帳なりを内地に居所を有する人に譲渡せられる、あるいは信託譲渡せられる、あるいはだれか便宜のある人が持つてきて支払いを求めるといふような方法によりまして、現在の在外三法のワクの範囲内におきます処理が可能であらうかと考えます。これは、それ以外の保険その他いろいろの問題がございまして、こういう点につきましますけれども、大體の方向は今申し上げたようなところで考えておるわけでありま。ただ春日委員のお話の中にありました郵便貯金の関係につきましまして、これは郵政省の關係に相なりましますので、私どもの方ではまだそこまでの検討をいたしておらぬ次第であります。

○春日委員 それで、私は重ねてお尋ねをいたしたい。立法論といたしましては、沖繩に居住しております日本人に対するそれぞれの法律の適用については、これらの当該人が特に日本本土内に居住するとみなすという法律上の擬制規定でも申しませうか、そういうような法律上の擬制規定を設けることによつて、日本国内の日本国民と同じように、その法律の恩恵を享受できるという効果をおさめるための措置を講ずる、これについては、僕はアメリカ当局と交渉すれば、これは、アメリカの軍事管理の上について何ら障害になるものとは思へないのにならず、恩給法上あるいはその他援護法上の属人的な法律が、アメリカの了承を得て現実にその支払いが行われること等にかんがみて、これらの経済立法等についても、アメリカの了承を得ることが私は困難ではないと思ふんです。従つてそういうような、たとえば属人的な立法についてアメリカの了承が得られて、実際の効果が現在上つておると同様の精神において、経済立法についてもアメリカの了承が得られないはずはないと思ふが、この問題について米軍当局と何らかの交渉をされたことがあるかどうか。この経過について、南方連絡事務局長からでも大蔵当局からでもつけこうであります。この際一つ御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○石井(通)政府委員 ただいまのアメリカ側との關係でございしますが、この問題につきまして、一体どういふ方法をとつた方が一番いいのかということに關して、いろいろ大蔵省で検討をされておるようなことを聞いております。

るので、アメリカと交渉するにいたしまして、いろいろ具体的な案を持っていけば交渉に際せられる見通しもつくんでなからうかとは思っており、ただ債権債務といたしまして、たとえば郵便貯金等もございまして、これらの問題について、郵便貯金は郵便貯金、あるいはまた在外の預貯金は在外の預貯金と、いろいろ取扱いの最も簡易な、また実質的な効果が上るような方法をとることが一番望ましいではないかと思っております。在外資産の関係を、ただいまお示しがありましたような、そういうみならず、かような方法でいくのが一番いいのとした上で、南方連絡事務局といたしましては、必要に応じてアメリカとは交渉したいと存じております。現在のところ、たとえば恩給を送るとか、遺家族援助金を送るとか、個々の場合に最も適切な方法を打ち合せた結果、それをもってアメリカと交渉いたして、おるような次第でございまして、一応大蔵省あるいは郵政省等の結論を待った上で交渉をいたしたいというように考えております。

○春日委員　そこで、私はこの際明らかにいたしておきたいと思ひますことは、この財産法上の属地的な法律上の理解として、アメリカと日本政府との間にいろいろな取りきめが行われておるのではありませんか、そこでこういうこととがあると思ふんです。日本本土と沖縄間の渉外的事項の処理については、その適正円滑化をはかるため、日米兩國間において必要な取りきめを行うことは何ら差しつかえがないとして、いろいろな取りきめが行われております

が、その中の第三に、前記琉球諸島における日本政府連絡事務局の所掌事務に關するアメリカ大使館覚書の中には、日本政府に対する日本の郵便貯金勘定、銀行預金、証券その他明らかな債務に關する琉球住民の請求権の解決に關し、必要な情報を集め、申請書及び資料を受理して、日本政府に送付し、及び手続をとることをあなたの方の所掌業務とする、こういう取りきめがあるわけなんです。従いまして、財産法上のいろいろな日本国の法律の放果を、沖縄在住の日本国民に享受させることのために、あなた方は今ここで覚書によって定められておる通り、どの程度のものを日本から払い戻しを受けられるか、受けたと彼らが欲しておるか、こういうものを収集して、そうしてその実現のためにいろいろな処理をするということが、このあなたの方の南方連絡事務局の所掌事務になっておるわけでありまして、たとえば財産法上の権利が制約を受けるものであるとするならば、こんな覚書を取りかかす必要はないんです。財産法上の権利を沖縄に在住する日本国民に受けさせることのためにこそ、かかる必要があり、その必要に基いて日米間にこの覚書が取りかわされておる。この覚書に基いて、あなたは日本政府に對してどういふ交渉をされたか、沖縄に在住する日本国民の利益を代表して、この覚書に基いていかなる執行がなされたか、その結果はどういうものであったか、この際御答弁を願ひたいと存じます。

○石井(通)政府委員　ただいま御指摘の条項につきましては、そういう事項が相当発生するであらうというよう

ことを予想いたしましたして、そういう事項を挿入したのでございまして。現実にございましては、郵便貯金関係につきましては、すでに南方連絡事務局の設置前に相当調査がされてはおりましたが、その後もなお引き続きいろいろ調査等を集める必要が起つて参りましたので、郵政省の御要求、あるいは郵便貯金と協議いたしまして、いろいろ必要な申告書類その他の調査の書類を取り寄せては、郵政省に送つておるような次第でございまして。その他の在外資産、在外預貯金等に關しまして、いろいろの従来から個別的に抽象的な御要望は出て参つたのでございまして、そのたびにいろいろ関係各省とは打合せをいたしたりして参つてはおるのございまして。ただその他の在外預貯金その他の債権債務のいわゆる大ざっぱな推定といひますか、どの程度の額になるかといふような調査でも、琉球政府でやつていただければ、大蔵省その他の交渉上非常に都合がよいがというやうなことで、いろいろ琉球政府その他関係者に要望いたしてきておるのございまして、なかなかその調査が困難な模様でございまして、およその推定も今日まで十分できていないやうな状況でございまして、これは特に大蔵省におきましていろいろ取扱いの御方針の方向と相前後して調査いたさなければ、現地におきまして非常に迷惑するかと思ひますので、今日までいろいろ大蔵省にはこの問題の解決について御検討を願つておつたやうな次第でございまして。

○春日委員　はなはだ怠慢であると思ふのです。財源措置がどうなるかとこ

においてそういう覚書がかわされ、そういうやうな事柄も取り扱ふということについて了解がすでに得られておることです。だから大蔵省の意向が何とあらうとも、そのことは的確な資料を作つて、少くとも政府並びに国会がその沖縄住民の手にたえて処理ができるように、当然それだけの資料を集めなければならぬのであつて、すでに南方連絡事務局ができて何年になるか知りませんが、長い年月をかけて、わずか七十万や八十万の住民について、その必要な資料がなす本日までそろわない、そんなばかなことがありませんか。とうとい国費をかけて、あなた方は相当の人員をその衝に當らせておると思ふのですが、そういうことはすみやかに的確な資料を整えて、この国会に出して、われわれが妥協な判断を決定することができるようにつやつともならなければ困るやうありませんか。

そこで、私は官房長に申し上げたいことは、これは当然あなたのお手元にも参つておると思ふのだが、沖縄住民の聲として陳情が参つております。父よ、身売りしておる子に愛の手を伸ばしてくれ、こんな切々たる文章で彼らの困窮の状況がうたれておる。これは、私も必ずしも身売りしておる人質にされておるのか、いすれにしても同胞が沖縄において非常に苦しい生活、窮乏に耐え、困苦欠乏しておるのです。この人々がとにかく最もすみやかに救済されなければならぬと私は思ふ。造船利子補給の問題だつてどうですか。あるいはまた最近の中古エン

れるべきものであつて、こういう声にこたえて政治を行うのでなければ、これは全然問題にはならぬと私は思ふ。そこで、私はこの際大蔵省にお伺いをいたしますが、一体大蔵省が推定しておるところの在外預貯金、これは年間伝うるところによると大した額ではないといわれておる、少額であるといわれておるが、一体その内訳はどういふ工合になつておるのか。ことに具体的にお伺いをいたしたいことは、台銀関係、沖縄の諸君の要求しておりますのは、戦時郵便貯金とこの台湾銀行の預貯金だと思ふのですが、この台銀関係については、これは預金通帳を刷固が押えておる、預かつておる。従つて閉鎖機関令の改正によりまして、この財産処分にあつては、本邦に居住する者に対してのみ預貯金の払い出しがきめられた。ところが沖縄のは、本邦に居住していないといふので、台銀の清算勘定の中からどういふ工合に処理されておるか、この機会にお伺いをいたしたい。伺うところによると、税関がこれを取りまとめて、そうして台銀の清算勘定の中から、これだけのものを別ワク勘定として政府が確保しておるという話は聞いておるが、果してその通りであるのかどうか。その額は一体どの程度に上つておるか、これを一つお伺いをいたしたい。

○石原政府委員　こまかい数字になりますので、担当課長からお答えをさせていただきますと思ひます。

○岩動説明員　沖縄の在住者の台湾銀行に關する預金でございまして、これは、遺憾ながらはつきりした数字は現在わかつておりません。と申しますのは、在外の預貯金のうちで、本邦内に

住所を有する者は申し立てをする権利がありまして、申し立てをいたして参つておられますので、この方の数字はわかつておりますが、申し立てが全然出ておりませんので、現在のところ、どれほどあるかわかつておりません。また税関に預かりました証書類も、これはどの在住者であるかというような点が明確になっておりませんので、従いまして、本邦内に住所を有している本来の本邦人と申しますか、そういったものごっちゃになった数字で、そういったようなものが税関にまだ未返還で残つておるといふようなものがございまして、ただそのうちから沖繩人の分がどれだけのなるかということ、なかなか現在の状態をつかみ得ない状況でございまして、しかしながら、台湾銀行が最終の整理をいたします場合には、そのような税関に保管されております書類に基いた金額は、これはもちろん金額留保して、将来申し立てがあれば、それに対しては金額の支払いができるような金額を留保させるといふような方針をとつております。なおまた税関に關係なく、新しく沖繩人の預貯金の申し出が出て参つた場合にも、これはできるだけ支払いをいたしたい。先ほど官房長から申し上げましたように、本邦人と同様な扱いになるように、清算人もまたその心がまえでありますので、適当な金額を留保いたしたいと考えておるわけでございしますが、ただ、これは具体的に申し出を受け付けませんと、その金額が出て参りませんので、今後どのようにしてその金額を具体的に把握するか、さらに検討いたして、いずれにいたしましても万全の金額だけは留保させるようにする方針で考えております。

○春日委員 応急の措置として台銀がこの清算を完了して、その清算事務を終ろうとする事前にその支払い資金を確保したという、その当分の措置としてはそれでいいと思う。けれども、少くとも税関はその重要な通帳を預かつて、そうして他の日本国内に居住する日本人は、ほとんど請求して支払いを受けているでしよう。そうして沖繩の諸君は結局受けられないわけですから、これはいろいろな便法があると思うのです。あなたの今の御答弁のニュアンスの中にも、たとえばそれらの者が全部その債権を集めて、そうして日本に一周回らうという居住して、それで請求すれば、あるいは支払い道を講じ得るかもしれないというような言葉であつたのだが、いずれにしてもこの問題、その閉鎖機関令の処理、清算状況等もすでに長い期間をかけて進められてきておるのだが、そういうようなことを、ただ単に本人から申請がないから受け付けないというようなことでは済まされません。一体、南方連絡事務局を通じて、少くともこの税関に預かつてあるところの通帳、これを提示して請求すれば払い戻しが受けられるのだ。こういうことを沖繩に在住する日本国民に通知したかどうか。通知したならばそれでよいが、通知してないならば、私はその責任を問わなければならぬ。通達した後において、一体どういふような動きがあるのか、この際これを一つ伺つておきたい。

○石原政府委員 まず税関にお預かりをいたしております証書、あるいは小切手の類でございしますが、これにつきましては、今のような方々にお返しをいたすということ明らかにいたしまして、とりにおいでになりました方にお返しをするつもりであります。ただ春日委員のたゞいまお話のありましたように、今そのうちからどの程度が沖繩関係のものになるかということにつきましても数字は、たゞいま岩動課長が申し上げた通り、持ち合せがないわけでありまして、今のような方法によりまして、すみやかに税関の持つておるものは返しまして、それに基づいて所有の方々から、先ほど申し上げたような方法をもちまして、すみやかに内地に引き揚げられました方と同様な取扱いができるようにいたしたい、かように考えておる次第であります。春日委員先ほど来お話しのごさいまするような、現在の法規の範囲内におきましてできるだけの配意をいたしまして、できるだけ早く所要の目的を達するようにいたしたいということとで研究いたしておるわけでございします。

○春日委員 そういふことを沖繩に在住する日本国民に知らせましたか、どういふ手続を踏んでそれを処理したか、それを伺いたい。

○石原政府委員 最近のところでは検討いたしまして、そういう結論に相なりましたので、まだそれを明らかにする方法をとつておりません。これからできるだけ早い機会にとるつもりであります。

○春日委員 そういふことであるならば、一つすみやかに沖繩に居住する全住民がそういういふことを知らしめて、当然の権利を行使することのできるように一つ示達してもらいたい。そこで一歩進んでお伺いしたいが、御承知の通り、これらの沖繩におけるところの同胞は現在非常に貧困です。郵便貯金の払い戻しを受けるために、日本へやってくるというふうな旅費があるはずはないと考える。また郵便貯金の性格、その他インフレの過程等からいろいろ考えまして、貯金より高くつくというふうな事態もあらうと思われる。そこで共通の利害の上に立つて、各税関に個々の請求を一括して、大蔵省に対してそういう集約的な払い戻しの手続をとる、そういう経費も安く、実際の効果の上のような措置を彼らが望むことは当然だと思ふ。そういうふうな要求があつたとき、政府は沖繩の住民の困難な実情を参酌して、そういう便宜の措置を講ずる意思があるかどうか、またそういうことをすることが必要だと私は考えるが、それについて何らかの政府の方で検討されたことがあるか、この点を一つお伺いしたい。

○石原政府委員 お示しのような方法もあるかと思ひますが、一つの方法でこれをやろうというのをまだきめておるわけでもございせんし、南方連絡事務局とこれから具体的な方法は相談いたさなければなりません。沖繩におられる方々も内地には御存じの方があると思ひますので、内地に居住をしておる人に頼んでやるといふのも一つの方法であらうかと思ふ。そこらの辺のところはあわせ考えまして、どういふ方法をとる、あるいは一つの方法ではなくて、複数の方法もあるかと思ふのでありますが、そういうふうな方法の具体的なやり方につきましては、今後南方連絡事務局と具体的に御相談をして参りたい。春日委員のおっしゃるのも一つの方法だらうと思つております。

○春日委員 なるだけ一つ民衆の彼らの要求にこたえて、問題をすなおに端的に解決できるような措置を講じてやつてもらいたい。官房長の言葉によりますと、知人もあるわけだから、個々の請求を受けて云々ということもあるけれども、向うには国会もあり、その他いろいろの民主的団体等もあつて、共通の利害の問題を団体的な交渉によつて処理されておるといふ等の実情もあるのですから、できるだけ早くこたえるような形で、実際に早くその金が該当者たちの手元に渡るように、一つ徹速にやつてもらわなければ私は困ると思ふ。そこで台銀に対する問題については、たゞいまこの質疑応答を通じて明らかにしたところを、職時郵便貯金に対する処理はどうなつておるか、郵政省が御出席であれば、その方面から御答弁を願ひたい。

○池本説明員 沖繩の方のお持ちになつております職前の郵便貯金につきましては、外地貯金あるいは軍事貯金と同様に、まだ現実にお支払い申し上げる段階になっていないのであります。私どもとしては、そういうものをお支払い申し上げる前に、まず必要な計数等をたゞいま集めております。大体はまとまつておりますが、なお申告漏れ、あるいはその他の事由で私どもが押えていない計数があると思ひますので、万全を期しますために、もう一ぺん現地で調べ願つて計数を固めてまして、その上でどういふ方法でやつたら早く支払いができますかという点につきまして、私どもの省としまして

便貯金は、口数にしまして十八万八千六百七十九口、金額にしまして六千三百三十五万八千七百六十円、かような

る。こういうところにおるわれわれの
同胞がどんな苦しい状態にあるかとい
うことは、わかつておるではありませ

い。いづごろその結論を出されるのか、これらの諸君の心持を参酌して、この際結論を出される日を明らかにし

ればならないとするならば、いわんやさらに経済的事情が悪いかの地の日本國民に対して更生資金が必要である

難ではなからうかと考えます。

○春日委員 そんなことではなをぬぐったような答弁がありますか。かれ

らの陳情は、私たちは人質に取られておるのだ、身売りされておるのだ、私たちを、お父さんお母さんよ助けてくれといっておるのですよ。従って、行政権がないのだから、これはわしらは知らぬことだ、こういうことで、あなた方政府の役人はそれで済むかもしれないけれども、われわれ国会は、それでは済まされないのです。私の申し上げたいことは、なるほどそこは行政的に分離したけれども、これは明らかに日本国民であるし、領土も日本の領土なんだから、戦争によってかれらがそういうひどい目にあっておって、現地の経済情勢においては自力で更生することがなかなかできない、こういう立場にある場合、すなわち彼らに日本国籍が完全に確保されておるとするならば、日本国民としてこれを扱わなければならぬのです。日本国民たる引揚者が五万、三万の更生資金を借り得たとするならば、かれらに對しても、同じその恩恵を及ぼすというところに何をばかるところがありましょう。なるほど行政権が向うに帰属しておるのだから、これはアメリカの責任だといつて、アメリカがそれをやってくればダブってやる必要はもとよりないけれども、アメリカはそれをやってくれない。もちろんアメリカの政府に陳情もしたが、アメリカの国会が答弁するところによると、これは日本国がサンフランシスコ条約に基いて、すなわち有形無形の一切の損失についてアメリカに對してすべての賠償請求権を放棄するものだ、こういう工合に定められておるから、いろいろな要求があつたら、日本の政府に要求してくれというところで、アメリカの国会からみな

返つてきておるといふ話だ。だとすれば、アメリカが捨ててしまふ、日本が捨ててしまふということでは、一体の諸君はどうするのだ。私は、そこはあなた方はその方のいろいろ専門的立場にあられるので、問題の処理については相当深遠な考慮を下さなければならぬまいけれども、少くともこれらの諸君——今も申し上げました通り、この法律の解釈についても、全然それは不可能ではないが、しかしその立法論としての擬制的な解釈、すなわちその引揚者は日本国に居住しておるものとみなすとか、あるいはそれらの該当者が一時日本に来て、そしてその金を受けて更生の場を沖繩に求めるとか、いろいろな擬制的な解釈論によつて、あるいは行政的な特別の理解によつてそういう措置が講じられないはずはないのです。ただ問題は、この沖繩の八十何万人の諸君の中で、ほんとうにずっと昔から引き續いて住んでおる人々すら困つておる。まして引揚者などは立つ瀬がない、暮していくすべがないと言つておる。こういうような者にも、やはり国民金融公庫をしてなされたところの更生資金貸付の方途を、この際日本国政府、また国会が、それに必要となる立法措置、財政措置を講ずるといふことは必要欠くべからざることだとわれわれは考へておる。しかしこういうような金額といえども、膨大な金額に上るならば、これはまた別途論議を行ななければならぬけれども、しかし大蔵当局がその氣になれば、それだけの立案を政府において行なつて、必要な財政措置を講ずるといふことも不可能ではないと思ふ。まあこういう問題は、あなたを相手にここ

でいろいろと話し合つたところで、あるいは結論を得たいかもしれないけれども、こういう問題について、この沖繩の住民の陳情にこたえて、大蔵省は何かの検討をしたことがあるのかどうか、何にもやつたことがないのか。この点だけを一つ明らかに願つておきたい。

○石原政府委員 沖繩の方々からの陳情につきましては、従来からもしばしば承わつておりますので、所管の部局におきましてせつかく研究をいたして、在外預貯金などの問題につきましては、大体春日委員からお話のごさゝましたような線におきましての検討を終えまして、方向をきめておるわけでありまして。ただ現在の法令あるいは現在の建前のワク内のできる限りのことはいたす用意がございますけれども、それ以上のことになりますと、これはまた別の問題に相なりますので、そこら辺のところは、沖繩の方々御陳情のうちで、いろいろ各個の問題につきましてもの検討をいたし、そのうちで結論を得て、実施可能なものはできるだけ早く実施に移して参りたいという態度をとつております。

○春日委員 こういうような政策論議については諸君一官僚を相手に論じても、適当な結論が出てこないといふことはわかつておる。だからこゝ私には、大蔵大臣に出てこいと言つたんだ。ところが大蔵大臣は風を食らつて逐電してしまつたものだから、重要な政策上の論議が全然できないといふことはきわめて遺憾だ。従つて、この前の法律上の解説論とか事務上の問題についての御答弁は、私もおおむね了承できる問題であつて、ただ問題は、手続を簡素

に、そうしてすみやかにその処理がされることを強く要望すればそれでいいと思ひますけれども、後段の、沖繩に在住する日本国民に對する更生資金の貸付のために必要な財政措置、こういう問題は政策上の問題であらうと思ひけれども、本日は、あなたは大臣の代理として出てきておられるのだから、一萬田大蔵大臣に對して本員の強い要望と、別途あなたの手元にあるところの陳情書をよく一萬田君に示されて、そうしてこれらの諸君の陳情に十分こたえ得るだけの措置を一つとつてもらいたい。そうして、そうして、それがどういふふうな結果になつたか、これは来週の大蔵大臣と一緒に出てきて、一萬田大蔵大臣と一緒に出てきて、そして政府の態度を一つ明らかにしていただく。すなわちこういう問題を含めて、沖繩のこれらの該当者の団体の代表が日本の国会に陳情に参つて、その答弁を待つておるわけでありまして、これは十分省において審議をされて、その結果、本委員会においてこれを明らかにしていただく。それからもう一点だけ伺ひをいたしておきますが、沖繩の人口問題についても陳情がされておる。その沖繩の諸君の日本国政府に對する要請は、この経済上の問題と、それから特に引き揚げ援護に關する問題と人口問題と、三つに集約されております。他にも接収された農地の補償等の問題があるが、これは別個の問題といたしまして、人口の密度が今世界一になつた。これは仕事もないし——今軍事基地としての建設工事があるので、当面は細細と暮しはできるけれども、しかし將來は、これらの工事が終ればみんなルン

ペンになるよりしょうがないという状況であり、なおかつ現実に世界一の人口密度で、一平方キロ四五百何十人といつておる。日本の内地が人口稠密だとはいひながら三百三十何人といわれているので、非常に人口問題については彼らは深く憂慮いたしておられます。そうして困つております。アメリカもこの安全保障法で、沖繩住民の米本土移民のために年間八十萬ドルですか、何らかの予算措置を講じて、その移民について政策的に恩恵を考へておるようでありまして、やはり沖繩の住民が日本国民であるという立場において、これは純然たる身分上の問題、経済上の問題ではないから、やはり日本国政府の政策として、沖繩の人口密度調節の問題について考慮しなければならぬ。これは、日本のカンボジアやラジカルか、あるいはそういうような方面に對する移民のワクの中にも、当然沖繩の日本人も最優先に入られてくれ、こういうことを訴へておる。これも、あなたの方の所管ではあるまいと思はれるから、あまり専門的な話を申し上げても、馬の耳に念仏だと思つて、やめておきますが、これも一つ政府の所要の筋にお取り次ぎいたして、これらの問題についても、この陳情に對して的確にお答えあるように、これまで火曜日の委員会に、それぞれその当路よりその対策について御答弁を願ひたいと思ふ。

本日は以上をもつて私の質問を終りますが、とにかくにも第一項の質問、すなわち沖繩の住民の在外預貯金の支払いについては、これは外地関係郵便貯金を含めて、すみやかに的確にこれが払い戻しのできるよう、政府の

最善の処置を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○松原委員長 次に、物品管理法案及び国の債権の管理等に関する法律案の両法案を一括議題として、質疑を続行いたします。石山権作君。

○石山委員 この法案は、おもにあなたの方で担当して立案されたんですか。

○宮川政府委員 さようでございます。

○石山委員 先ほど隣席の内藤委員から、社会党はもっぱら官公労の諸君をば非常に甘く擁護している、こういうふうなことが言われておるのでありますが、もちろんわれわれ例の人事院の廃止問題その他にからんで、またそれだけでなく、私たちは官公労に対しては相当擁護をしてきた、こういうことは一般の定説だと思ふ。それだけ私たちは、いわゆる官吏の善意と申しますか、あるいは良識のある、能率を上げる勤勉な官吏というものを求めているわけなんです、そういう点から見まして、この法案は、なるほどそういう点では、いい法案の格好だと言えるところなんです。しかし皆さんの考え方が、私は大へん気に入らないというよりも、準備不足なような感じがしてなりません。ということは、せんだつても私の方の委員から質問が出たのでございしますが、つまりこういうふうな法案を作るというのは、官吏に対しての一つの意識的な規制でございます。そういうこと、過去に大蔵省の関係で行われている事実と申しますか、たとえば井上印刷局長の問題、あるいは中古エンジンジンの払い下げをした当時の問題、

あるいは国税庁関係のいろいろな汚職、あるいは地財のいろいろな利害関係による醜聞、こういうふうなものの一応あなたの方でキャッチされていて、質問の過程で答えるだけの準備がなければ、この法律は出せないと思つておつたのです。せんだつても言つたのですが、あなたは、新聞では見ておられますが、あなたはこの法律の欠点といひますか、盲点があるような気がしていませんか。そういうことをお調べにならないで、こういう法律を作つても、空文にひとしくなつて、いわゆる机上のプランに終るのではないか。実態をお調べになつたかどうか。

○宮川政府委員 この法律につきましては、もう数年前から準備をいたしておりました、今回ようやく成案を得て、実は私どももおそまきであつたという感じはいたしておるわけでありまして、立案に当りましては、先般も当委員会でも御答弁申し上げましたように、会計検査院から不当事項として批難されておる事項を詳細に検討いたしました、その調整ができませんように検討いたしましたわけでございます。ただいまの御指摘の中古エンジンジンの問題、井上印刷局長の問題等につきましても、これはもちろん所管のところで、それぞれ所要の調査をいたしたわけでございますが、たまたまこの法律の成案を得ましたのはその以前でございまして、具体的に申し上げますと、ただいま石山委員の御指摘のありました点については、具体的事実を調査いたしておりません。

○石山委員 これはあなただけを責めるのじゃなく、一般の人々の常識的な通説だと思ふのですが、今まで官吏の方で、何かたとえれば批難が起る、新聞にもそれが出る、そうしますと、奇妙なことに、皆さんの方で、何かの法律をお出しになる、あるいは委員会をお作りになる、審議会を作る、何かこう見ていますと、責任を回避するのが法律化であつたり、委員会の設置であつたりする。そしてできてしまつて見ますと、その法律は、対民間の場合にはなかなか有効適切に運行されま

す。しかしこの法律のように、対官僚同士の法律になりますと、これは全く見かけ倒しで、責任の転嫁以外にならぬ。一つのその時代の非難の隠れみのに利用するの、官自体相互同士の規制の法律なんです。全然生きてこない。その証拠には、あなたの方で参考書類として出している明治二十二年の会計規則を見ても、この法律とあまり違つておらない。実際の思想から見れば、官吏のものの考え方から見れば、ちつとも新しく規制づけるものが、何もないと私は考えておる。それを活用すればやり得るわけなんです。ただ一般的に、今言つたように非難が高くなつてきたから、外部に示すためには一貫された、統一された法文の作成、それからすっきりした管理の方法、あるいは思想の統一、こういうことはまああるが、ええわけなんです、それを除けば、ほんとうの中身そのものを探求していけば、何らこの法律は新しい点はないのじゃないか。せんだつても私どもの方の委員の中から、この法律は前のとどこが違つておるか、あるいは果してこの法律で取り締めるのかというのを極端に聞いておりました、そういうことを聞かれて

も、皆さんに自信がないのではないのか。大へん失礼ですが、そういう点、もう一べんお答え願います。

○宮川政府委員 石山委員のたゞいまのお言葉でございまして、私もこの法律を作りましたのは、必ずしも最近の御指摘になつた事件を対象として考へたものではございません。すでに先ほども申しましたように、数年前から検討いたしておつて調べたものでございまして、先ほど石山委員から、今までの法律とあまり変らぬではないかというお話でございしましたが、先般も申し上げましたように、物品につきましても、供用計画を定めますとか、あるいは物品管理官、また供用官、出納官というふうないろいろな官名を別にいたしまして、それぞれよるべき基準を明確にいたしておりました。この点は、明治二十二年に制定されました物品会計規則とは非常な差があると思ひます。また国の債権の管理等に関する法律にいたしましても、こういう一般的な債権全体に関する管理規定というものはなかつたわけでございます、これは、私は固期的な法律と考えておる次第でございまして。

○石山委員 私は先ほど対民間の場合には、新しい法律はなかなかうまく適用されると申しました。しかし官同士の相互の規制になりますと、この法律は二重、三重の監視の目を光らすという巧妙な組み方になつております。この点は法文上なかなかうまく組み立てたと思つておりますが、相互同士になりますと、見ていると、これは、普通指摘されておるのは、なわ張り根性だといふよくいわれておりますね。それから責任のなすり合い、こういう点は、官吏

のうちの最も欠点だといふふうにいわれておりますが、私はおそらくこの法律を作つてみて、問題が起きてくると、これは所在が不明確になつてしまつて、そして相互が黙認の形になつていくだらう。ましてや最終的な責任者に賠償の責任を負わせる、こういうふうなことを申しまして、これはうやむやになる。その実例を一つ言つと、大へん気の毒でございしますが、井上局長の問題でございまして、ああいう悪いことをしながら――悪いことなのかどうか、皆さんから見ると、まだ未決定だと思つておられると思いますが、私から見れば、大へんな罪を犯しているように見えるわけなんです。それが依願退職をすれば、大へんに國家の恩恵をそのまゝ与えるというわけなんです。それじゃ、私は今のその目前にあつた事例を見ても、こういうことをほおかぶり主義に行なつておる。官吏諸君のことですから、こんな法律があつても、賠償の問題、責任の所在なんかは、二重、三重の監視をやつてみてもおそらくだめではないか、こう思つておりますが、どうでござい

○宮川政府委員 法律を作つただけでございまして、確かに石山委員の言われますように、何のためかわからぬような結果に相なると思ひます。私どもといたしましては、この法律が国会の御承認を得ますならば、できるだけ早い機会に政令案の内容を固めまして、各官庁の関係職員を集めまして、よく法の周知徹底をはかり、この法律の精神を生かすように万全の措置を講じた

い考えでございまして。

○石山委員 これはあなただけを責めるのじゃなく、一般の人々の常識的な

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十七号 昭和三十一年五月十七日

○石山委員 私、この法律は下級相互の問題に対してはある規制力を持つと思う。高級官吏になりますと、今の井上局長の問題を一つとらえてみて、うやむやになるわけでもございませう。そうして既得権だけは何でも取つてしまふ。これは空文だからかもしれせんけれども、この問題の取扱ひについては、お嬢さんであるところの一萬田大蔵大臣は不満であつたと言ひ、大蔵省はえ抜きの平田次官は、これを巧妙に処理して、依願退職の形式をとらせた、こういうふうに出ていりますが、それほどその省の中に育つた人々はお互いにかばい合い過ぎると思ふ。ですから高級官僚になりますと、私はほとんど取り締り得ないと思ふ。この場合は、局長以上の人が担当官になると、この前説明されましたのですが、そこから出てくる問題は、下の方でそろばんをおく、作文を作る、命令された企画立案のそこら辺までは私は規制できると思うのだ。しかしそれから上のいわゆる局長クラスの官僚になりますと、だめじゃないか、こういうふうな印象を私は受けるのですが、どんなものでございましょうか。

○宮川政府委員 下級職員のみならず、上級職員もそれぞれの物品責任官に相なります場合に、この法律の適用を受けますことは同じこととございまして、そういうところを、法の運用が上の職員だけのためにはかることのないようにしたいと思ひます。

○石山委員 これは、法文そのものに對しては反對してゐるのではないのでありまして、ないよりあつた方がよからうということば間違ひがないのです。私は、その点を言つてゐるのでは

ない。何ぼ作つても、この法を適正に使う上級幹部の腹がまえが問題だということなんです。新生活運動をやるなら、私は世の中で一番新生活運動をやつてもらいたいのは、各省の高級官吏の新生活運動だと思ふのです。つまりこれは、腹がまえというか、今までの習慣をなげうつて、新しい視野に立つたほんとうの意味の国民に対する奉仕としての自分を自覚させる高い一つのとうとい権限を持つておると思ふ。私はこの権限の問題について一応お話ししてみたいと思ふ点は、いわゆる法律を作つた場合に、許可を与えるとか、こういう場合には非常によくいく。しかしこれはまた官吏の持つ、今までいわれる汚職の一つの根源にもなつてゐる。いわゆる許可権、監督権、指導権、こういうふうなものがある。職の一つの原因になっております。いづれにしても、官吏は国民にとつて奉仕をする、国家機関に奉仕をするといふながらも、国民自身から見れば、非常に強い権限を持った存在に見えるわけなんです。そういう人が国民の国家機構に奉仕をするのではなくして、権威を高めるための一つの法文のみを作るような態度が今まであつたわけなんです、こういうふうな官吏相互の間を規制するのは、法律としては珍しい法です。私はむしろ歓迎してよろしいと思ひますけれども、いづれにしても、これをうまく、この法文の通り活用されるとすれば、よくやるかやらないかというふうな腹がまえの問題だとよくいわれますが、この法律を立案されたところの考えの通り生きてくるためには、官吏の方々のものの考え方、いま一ぺん公けの機関に奉仕する

ものの立場、責任というものと、その半面非常に権威の高いものだ、官吏が一つの汚職を犯せば下のもの、民間のものはそれにならつて十くらのことをやると私は思ふ。ですから、大蔵省の関係の場合には、つらいこととございませうけれども、統計上によりまして、去年は一番高いというふう指摘されておるわけなんです。第二位が農林省、はなはだ名譽ある第一位をとつてゐるだけに、あなたがこれを立案されて、大蔵大臣のもとにこの権限が集約されてくる。そうしますと、大蔵官僚の監督官の、もつとやうならば大蔵大臣のいうことになるでしょう、大蔵省のこの考え方によつてこの法律が生まれてくるし、相互間のほかか危険もあるわけなんです。同じことを私は繰り返して言ひますが、あなたは大蔵省の方だから、特にこういうことを強調しなければこういう法律はむだだ、こういうことを申し上げまして質問を終わります。一つよろしく態度をききんとしてやつていただくことを希望いたします。

○宮川政府委員 まことにごもっともな御意見であります。全く賛成であります。

○松原委員長 横鏡重吉君。

○横鏡委員 物品管理法の資料に出てるわけですが、これは明治二十二年制定のものが古過ぎるから改めた、こういう趣意だと思ふのであります。が、しからば二十二年というならば、これは日清戦争前ですね。これはきわめて古い時代のものが今まで通用しておつたということ自体に多大の疑問を持つのですが、こういう点について

では、現在までその疑問を持たれなかつたのかどうか。

○宮川政府委員 物品管理につきましては、明治二十二年以来の法律がそのまま適用されておるわけとございませう。最近特に会計検査院等の批難事項が多くなつて参りました。私も、過去五年ほど前からこの法律について検討をして参つた次第でありまして、今回ようやく成案を得たような事情にございませう。

○横鏡委員 今回ようやくやつたといふのは、その点非常に怠慢があつたのではないか、こういうふうに見えるのです。そこで、今石山委員からも質問されておつたが、要するに物品管理の成功、不成功という点は、一つにはこれに當る者に物品を尊重するという精神革命ができておるか、できていないかというところに私は原因があると思ふ。

もう一つには、直接の責任がとれるかどうか。物品管理に對してきわめて間接的な責任、あるいはまた物品管理というものの責任はきわめて軽いものであるという、こういうような考え方が現在までの役所の中には流れておるのではないか。従つてこういうような問題が払拭し、改めない限りは、どういふような法律をとつても、これに相應するような態勢はできないのではないかと、こういうような考え方を私は持つておるのですが、この点はいかがですか。

○宮川政府委員 石山委員にお答え申し上げます。法律を作つただけではだめだと思ひます。やはりこの場合に當ります官吏の順法精神と申しますか、また公けのために奉仕するといふか、公けの物品を預かつておるといふ

考え方に徹することが肝要かと考えております。

○横鏡委員 その点で、たとえば優秀な成績で物品を管理したというような場合に對してこれに對する奨励の方法等については講じてあるかどうか。あるいはまた日本の教育の中には、公共物を尊重するという精神が欠けておるのではないか、こういうふうな考へておるのではありません。従つて、このために、公共物に對する日本人の觀念の非常な稀薄が、こういうふうな法案を出してきておる理由の一つにもなつておると思ふのですが、こういう面については、あなたは考へになつておりますか。

○宮川政府委員 ただいま成績のいい者を表彰することを考へておるかどうかと、いろいろ御質問でございませうが、この点につきましては、今までのところ特段どうしようということば考へておるのではありません。ただ物品管理あるいは会計にタッチいたします会計職員につきましては、年々研修を施してございまして、研修成績のいい者につきましては、特に昇給を認めるといふような措置を講じておるわけとございませう。

○横鏡委員 私は、そういうところに欠陥があると思ふのです。たとえば同じ大蔵省の中でも、貯蓄推進委員会というのがあるでしょう。貯蓄推進委員会なんというところで多額の費用を払つておるけれども、これなんかは一銭の金も要らない。貯蓄推進なんかやらなくても、現在においてはほとんど貯蓄が行われておるし、貯蓄の重要性、重大性なんていうことはみな知つておる。にもかかわらず、こういうようなことに對してはたくさん費用を投じ

て、貯蓄が大事だということでもど
んやっております。ところがこの貯蓄なん
かを推進するよりも、実際は物品管理
の良好の成績をあげるということの方
が、国の費用あるいは国の制度確立と
いう点からいうと大へんな点がある。
そういう点については、この奨励方法
を何ら講じていない。あるいはまた、
ここで二十二年のものを改めて法案に
して確立すると言っておられるけれども、
そういうような従来のなかつた思想、
あるいは物品を大切にすることの思
想というものを、これを何らかの方法で
補えつけて改革するものを出さなかつ
たならば、私はやはりこの点で画龍点
睛を欠くと思うのです。この点につい
て、対策を積極的に講じないというこ
とはいかぬのじゃないか。従って、こ
れは講じてないとするならば、今後取
扱いにおいて考慮したいと思うの
です。

そういうことを申し上げておいて、
次に少しこまかく伺いますが、会計検
査院の検査の場合に、物品に対して
も、購入であるとか、あるいは払下げ
であるとか、こういうふうなその当
不当について触れておるが、物品管理
が適当に行われておったかどうかとい
う点については、あまり触れていない
んじゃないか。たとえばその耐用年数
であるとか、耐用年数の十年なら十年
というものが、十年以上も使われた
か、あるいはそういうものが二、三年
でだめになったかというようなこまか
い点については、私は触れていないん
じゃないかという感じがするので
すが、この点はいかがですか。

○宮川政府委員 会計検査院の不当事
項としてあげられたものを今調べ

ておりませんが、ただいま御指摘にな
りました点で、保管状態につきまし
て、たとえば雨漏りするような倉庫に
入れておいたために物が腐ったという
ような点については、批難事項として
あげられておるケースもございます。
それにつきまして、今回の法律におき
まして、やはり保管に当る者が、ど
うも屋根がこわれてきた、雨が漏って
物の保管が十分でないというなどと
きには、契約担当職員に修繕してもら
いたいということを申し出なければな
らぬということにいたしておりました
ので、その辺に対する規定をしておるわ
けでございます。

○横橋委員 そういふ点ですね。たと
えば利用効率という点について
は、きわめて官庁の仕事というのはず
さんなんです。たとえば水道管が破
裂しておいても、何日でも破裂したま
まで見ておる、それがために建物が腐
る、こういうような点について、一体
だれに責任があるか、直接自分の所有
とか自分の管理に関するものではない
から、これは国のものだといふふうな
観念でルーズになっておる点がある。
こういうふうな点については、今後改
められる態勢ができておりますか。

○宮川政府委員 ただいまお答えいた
しましたように、その保管に当る者、
あるいは供用しておる者が、自分の関
係の物品につきましてそういう状態が
起つて放置しておくとか損害が起つてく
るというふうな場合には、修繕を要求
するといふふうになっておりますので、
御指摘の点も相当改善されるもの
と考えます。

○横橋委員 たとえば各官庁の中にお
いて、テーブルなりいす—このいす

なんかも布が破れてスプリングが出
ちゃった。そんなものは、早いうちに
直せば使えるものを、直さないで出し
ちゃった、あるいは足が片方飛んで、
そのまま片すみについていて、いつ
の間にか燃えさしてしまふというふう
になっておる。こういうふうな調度物品
の問題なんか、小さい問題だといえ
ばそれまでだけれども、国全体から見
ると、国においても、それから県や
市町村の公共団体においても同じよう
な考え方でもって管理されておる。こ
れは大へんな国費になっておると思
うのです。ところがこういうふうな観
念に對して、公共物優先の考え方、公共
物尊重の考え方が出ていないのです。
こういうものはどういふふうな今後直
していくか、そういう考え方はこの中
に出ておりますか。

○宮川政府委員 その点につきまして
は、供用官が修繕をする必要があるか
どうかを見ておりました、この際修繕
しておいた方が有利であるという見地
から修繕を契約担当職員に要求する、
こういうふうになっておりますので、
わずかな額に過ぎませんが、集めると
相当な額になるような、ただいま御指
摘のような事態も改善されるものと考
えております。

○横橋委員 今の答弁ではできそう
な気もするのですが、現実には私はむず
かしいのではないかと見ておるの
です。というのは、その点で精神革命が
行われていない。これはもうスプリ
ングが出ちゃった、あるいは足の足が飛
んだ、そうすると、これはもう捨てて
しまつて今度新しく予算にとつて買
うことだけしかやらないのです。これは
どここの役所に行つても、どここの団体に

行つても、こういう考え方が一貫して
日本の中には流れているのです。だか
ら、よほど思い切つた措置を講じない
限りは、私はこういう点の弊風は改め
られないと思う。これをやるならば、た
とえばいすにしても机にしても、大き
な官庁の中には修繕という修繕の係を
きめておいて、これはほとんど直させ
るべきだ。それをやらないから、ちよつ
と破ればもうこわして新しいものを
を買う。こういうふうな傾向を簡単な
考え方でもって直せるというふうにし
うことは間違いないで、こういうふうな
とはほんとうに国費のむだであり、物
品管理の欠陥である、こういうふう
に考え、徹底的な国是としての態度をき
めてやらなければ、私はこれは改まら
ないと思うのです。その点について、
もう少し突っ込んだあなたの御答弁を
いただきたい。

○宮川政府委員 この問題は単に法律
を作つただけ、あるいはその責任の衝
に当ります物品管理官が万全の対策を
講ずるだけでは不十分でございますし
て、これを使用いたします役人全体
が、物を大事にするという観念に立つ
ことが最も肝要だと私は思うのであり
ます。ただ今回の法律におきまして
も、ただいま御指摘になりましたよう
に、ちよつとこわれたからといって、
これを修繕しないで新しく物を買つと
いうような事態につきましては、今度
のこの法律におきましては、物品管理
官が不用の決定をした後でなければ処
分ができないことになっております。
すなわちちよつと直せば使えるとい
うようなものは、不用の決定をするわけ
ではございませんので、ただいま御指
摘のような点は、相当私は改善される

ものと考えております。

○横橋委員 その点、制度として確立
させることを推進しなければだめだ
といふふうには私は考えているのです。
というのは、実際上物品管理官と使つ
てる者との間には、直接の關係はない
わけですから。従つて今度予算をとる場
合には、物品管理官の管理でなしに、新
しい方法でもって予算がとれる。そう
すると、新しい予算をとつてどんな
入れてしまえば、こんなものは自然に
不用品となつて出てくる。不用品と
なつて出てきたものを、いまさらこれ
は使えるのどうのと賣つてみたところ
で、そのときに話ができないわけ
です。そういう点の態勢については、一
段とお考え願ひたいと思います。

それから次に、日本じゅうを騒がし
たところの例の中古エンジンの問題が
あります。この問題は連日この国会で
も審議され、新聞等にも報道されて、大
体明らかになつてきつたと私は見
ているのですが、これらの問題をめ
ぐつてどうしても割り切れない問題
は、こういうふうなことに對する大蔵
省の物品管理に對する考え方とい
うか、大蔵省はこれに對してどうい
うな反省を持つたか、あるいはどう
いふような役所としての権限を出したか
ということ、これが私ははつきりして
いないと思うのです。たとえば通産省
の方において七万二千円で出した、こ
れは少しも不合理でないといふこと
だったとするならば、そして今度千二
百五十万で防衛庁が買った、このこと
もおかしくない正当なことだといふこ
とになつてくると—それはそれでい
いのだ、それはそれで一つ一つはいい
ということになつても、じゃそういう

物品管理、あるいは購入という点に對して責任を持つてゐるところの大蔵省としても、これは質問を受け、あるいは照会を受けてゐるに聞いているのですが、このことに對して、いずれも正当だという判断を下したとするならば、これは国民感情として判り切れない。従つてこの場合には、どういふようなことをすべきであつたのかというのを、大蔵省自身でどう考へておられるか、判断に苦しみませうか、国民感情からすれば、七万二千円のものゝ百七十倍に上つたという事は判り切れない。そこに不正があつたとするならば、これは事件ですが、そうでなしに、七万二千円も正当、千二百五十万円も正当だということになる、そのことが判り切れない。だから、そういうものに対する払い下げ、あるいは買い上げについては、どういふふうな判断を下したか。そしてそれらのものが百七十倍にはね上つたとすれば、どこにその判断を下す組織の上の欠陥があるかということだと思ふ。七万二千円で判断を下したこと自体に私は欠陥があると思ふ。これは相當の価値のあるものに対して、こういうふうな点で七万二千円で払い下げを許したという点自体に、この問題は欠陥があると思ふ。その問題に對して、こつちを不当とするか、あるいは千二百五十万円の方を不当とするかという点に問題が出てくると思ふ。こういう問題に對して、大蔵省としては物品管理法案なんかを出してゐるのであつて、直接照会も受けてゐるのであるから、こういう問題に對しては、どういふふうにするべきだつたという反省を持つてゐると思ふ。その意見を聞きたい。

○宮川政府委員 非常にむづかしい問題でございまして、通産省が払い下げました場合の値段は、當時としておそれらくスクラップ価格として払い下げたのではないかと思ひます。スクラップとして払い下げたあの値段でやるのが適當かどうか。それをまた防衛庁が買い上げるときには、一台千二百五十万円になつてゐるわけでありまして。これはまた買い入れ価格といつたしまし、當時の新品価格で、私聞いておるところによりますと千八百万円くらいかかる、その辺の値段から見まして、適正ではないかというふうに関東財務局も評価したようでございまして、いずれも不当はない。何でもこんな上つておるかということになりますと、確かに私も国民感情からいひたしまし、すつきりいたしませんけれども、この法律でどうという問題ではございませんで、そこが非常にむづかしいところだと思ひます。先般もお答え申しましたように、通産省が払い下げてから防衛庁が買い取るまでに相當期間があるわけでありまして、かりにももう少し早く防衛庁が要するといふことがわかつておりましたれば、この法律にありませうに、ほかの省に管理がえする余地があるわけだと思ひます。管理がえをしてあげれば、防衛庁で修繕をして、そういう高い値段で買い上げないで使うことができたんじゃないかというふうな考へる次第でございまして、どうも的確な御答弁になりませんが、恐縮でございまして、さうに考へております。

○横録委員 その場合に、たとえば通産省で七万二千円に判断をした、これが不当に安いものであつたという結論が出たとして、その場合において大蔵省としては、物品管理官等は、これらに對してどういふふうな動きをしますか。具體的な監督権というものは通産省限りだけの責任であつて、大蔵省の方は關係ないということになりますか。

○宮川政府委員 払い下げの場合は、いわゆる契約担当職員でございまして、物品管理官ではございせん。従いまして、この法律の適用外でございまして、該当の場合は、売り払いをいたしました契約担当職員が、通産省内部の定むるところによつてそれぞれの責任をとられる、こういうふうな考へます。大蔵省として別にどうという問題ではないと思ひます。

○横録委員 それでは次に、自衛隊では弾薬を今買つておる。この弾薬が、ひどいものになると六五%からの不発弾が入つておる。使えるのは三五%しかないというのがあります、しかもこれは指摘をされておる。こういうふうな六五%も不発で使えないようなものをどんどん買つておる。その実績がわかつて指摘をされておるにもかかわらず、その会社からまた大量のものを買い付けておる。こういうふうな問題に對しては、この法律によつてはどういふふうな關係になりますか。

○宮川政府委員 それはこの法律の外の問題でございまして、予算執行職員等の責任に關する法律が別にございまして、これは買い入れに當りまする契約担当職員を拘束してゐるわけでございます。その方の規定の定むるところによりまして、場合によりまして損害賠償をしなければならぬ。そのほか公務員法上の懲戒処分、かようななるものと思ひます。

○横録委員 そうすると、使えないようなものを買つたという場合には、その省だけの責任であつて、大蔵省の方としては直接關係がない、こういうふうなことになるんですか。

○宮川政府委員 さうでございませう。

○横録委員 予算について、大蔵省は一つ一つ手を入れて、これは削除する、これは認めるということをやつておいでになりますね。私はそういう点で大蔵省がたまに、たとえば防衛庁なら防衛庁が幾ら、通産省なら通産省が幾らという点で認めるならばいいと思ふのですが、こういうふうなものは買つてもよろしい、このものは買つてはいかぬということ、これは大蔵省が予算の査定に當つて一つ一つ認定をして買わしてゐますね。価格から何か精密な審査を経て、その審査の目をくぐつたものをもつて許して、それが予算となつて私は計上されてゐると思ふ。その場合に、六五%の不発弾が出できておる。それはたまたまわからなかつたというならともかくとして、そういうふうなものが會計検査院にいつて指摘をされた。そういうところからなおかつ買つておるというところのことについても、全然これは責任がなないということになりませうか。

○宮川政府委員 ただいま御指摘の点につきまして、具体的にどうかということとは離しまして、一般に大蔵省が予算を査定いたします場合は、もちろん個々の内容に立ち至りまして、どここの会社から買へとか、そういうような問題まではいきませんが、弾薬ならば弾薬一個幾ら、それを数量幾らというふうに計算して予算を積算いたしております。従いまして、法律上大蔵省はどうかという問題ではございせんけれども、會計検査院からいろいろな年々批難されておりますような事項につきましては、一応各主管官にそれを流しまして、予算査定の際に、會計検査院で不当事項として批難されたような事項はまた起らないように、十分予算査定上配慮を加へておる次第でございませう。

○横録委員 以上で質問を打ち切ります。

○松原委員長 他に御質問もないようでありますから、両法律案に對する質疑はこれにて終了し、討論を省略して直ちに採決するに御異議はありませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これより物品管理法案、国の債權の管理等に關する法律案の両法律案を一括して採決いたします。お諮りいたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議はありませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて両法律案は全会一致をもちいていずれも原案の通り可決いたしました。(拍手)

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に關する委員報告書の作成、提出手續等につきましては、先例によりまして委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議はありませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明
十八日午前十時から開会することとい
たします。なお明日午後一時からは商
工委員会と繊維工業設備臨時措置法案
について連合審査会を開く予定になつ
ておりますので、あらかじめ御了承
願っております。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

〔参照〕

物品管理法案（内閣提出、参議院送
付）に関する報告書

国の債権の管理等に関する法律案
（内閣提出、参議院送付）に関する報
告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月十九日印刷

昭和三十一年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局